

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一団地の建築物の特例の認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第86条第1項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について (平成11年4月28日建住指発第201号、建住街発第48号) 一団地の総合設計制度及び連担建築物設計制度の運用(埼玉県基準) さいたま市一団地の総合的・設計制度及び連担建築物設計制度等認定・許可取扱基準 (平成18年4月1日より運用、平成21年7月1日一部改正)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成21年7月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		